

利用に当たって

I 毎月勤労統計調査地方調査

この統計調査は、日本標準産業分類にいう鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から産業及び規模別に無作為抽出された約660事業所を対象として調査を行ったもので、用語の定義等は、次のとおりである。

なお、調査期間は、月間（又は最終給与締切日前1カ月）である。

1 用語の定義

(1) 現金給与額

賃金、給料、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の総額をいう。

□ 現金給与総額

「きまつて支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

□ きまつて支給する給与

労働協約、就業規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって、毎月同じように支給される給与で、「所定内給与」と「所定外給与（超過労働給与）」をいう。

□ 所定内給与

きまつて支給する給与のうち「所定外給与（超過労働給与）」を除いたものである。

□ 所定外給与（超過労働給与）

きまつて支給する給与のうち、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働等に対して支給される給与のことで、時間外手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

□ 特別に支払われた給与

きまつて支給する給与以外に支払われた給与で、次のいずれかに該当する給与をいう。

○ 労働協約、就業規則等によらないで、一時的突発的理由に基づいて支払われた給与

○ 労働協約、就業規則等により支払われた給与のうち、次に該当する給与

・夏季・年末の賞与、期末手当等の一時金

・3カ月を超える期間で算定される現金給与

・臨時に支払われた現金給与（結婚手当等）

・労働協約、就業規則等の改正によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、1日のうち1時間でも就業すれば、出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数で、休憩時間は除かれる。

総実労働時間数

「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

所定内労働時間数

事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

(4) 常用労働者

期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者、あるいは日々又は1ヵ月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。

一般労働者

常用労働者のうちパートタイム労働者以外の者をいう。

パートタイム労働者

常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者をいう。

・1日の所定労働時間が一般労働者より短い者

・1日の所定労働時間が一般労働者と同じで1週の所定労働日数が一般労働者より少ない者

(5) 労働異動率

月間の入・離職率は、採用や退職、出向、同一企業内の転勤などによって増加又は減少した常用労働者数を、前月末常用労働者数で除した値のことである。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

(6) パートタイム労働者比率

調査期間末常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合のことである。

2 調査結果の算定

この調査結果の数値は、抽出された調査事業所からの報告をもとに、本県の規模5人以上のすべての事業所（母集団）に対応するように復元して算定したものである。

3 指数の改訂

この調査は、事業所・企業統計調査に基づいて2～3年ごとに調査事業所の抽出替えを行っているが、その際、長期的な時系列の連続性を保つため指数及び増減率を修正している。

II 毎月勤労統計調査特別調査

この統計調査は、毎月の調査では把握されていない常用労働者1～4人の事業所における賃金、労働時間及び雇用を明らかにして、「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的とし年1回実施している。

抽出された調査区内にある約370事業所を対象として調査を行ったものである。

なお、調査期日は平成19年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合は、平成19年7月の最終締切日現在）である。

利用上の注意

- 1 金額、日数及び時間数は、特に表示しない限り、常用労働者の1人当たり月平均である。
- 2 前年比は指数により算出しており、実数で計算したものと必ずしも一致しない。
- 3 「△」は減、「X」は秘匿値、「-」は集計数値なしを示す。
- 4 鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業（30人以上）及び製造業の中分類のうち石油・石炭業については、調査事業所数が僅少のため公表していない。ただし、調査産業計はこれを含めて算定したものである。
- 5 平成19年1月分調査において、第一種事業所（事業所規模30人以上）の抽出替えを行ったこと及び平成17年=100となるよう基準時更新を行ったことにより指数を平成14年1月に遡って改訂している。そのため、指数及び増減率については、過去に公表した数値と一致しない場合がある。また、実数値については修正を行っていない。
- 6 平成17年1月分から新産業分類（平成14年3月改訂の日本標準産業分類）により集計結果を公表しているが、平成16年分の実数については、業種により、改訂前の日本標準産業分類、又は新産業分類による再集計結果によって公表している。
- 7 新産業分類の新設産業（情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業）については、平成16年以前の指数を作成していない。